

議会全員協議会次第

日 時 令和7年8月18日（月）午前9時30分
場 所 清川村庁舎 3階 第2・3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

- (1) 清川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議会の議決に付すべき財産の取得について
- (4) 清川村消防団条例の一部を改正する条例について
- (5) 一般廃棄物（可燃性一般廃棄物及び粗大ごみ）処理の事務委託の廃止について
- (6) 令和6年度清川村簡易水道事業会計及び令和6年度清川村公共下水道事業会計の決算について
- (7) きよかわむら祭の開催について
- (8) 令和7年度補正予算（案）について
- (9) その他

4 閉 会

議会全員協議会資料

清川村職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する
条例について

令和7年8月18日（月）

総務課

清川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改定について

＜育児・介護休業法等の改正の概要＞

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡大や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認などの改正を、段階的に実施。

～令和7年4月：実施済み～

- ・子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大
- ・超過勤務免除の対象となる子の範囲の拡大
- ・介護の離職防止のための個別の意向確認等

～令和7年10月実施～

- ・**仕事と育児の両立に関する個別の意向徴取・配慮**
- ・柔軟な働き方をするための措置

《令和7年10月実施分の本村の対応について》

(1) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

○妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向確認
育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認

○聴取した職員の意向についての配慮

聴取した意向に対し、配置や業務量の調整など見直しを行う

(2) 実施時期

令和7年10月1日

議会全員協議会資料

清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

令和7年8月18日（月）

総務課

清川村職員の育児休業等に関する条例の改定について

＜育児・介護休業法等の改正の概要＞

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡大や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認などの改定を、段階的に実施。

～令和7年4月：実施済み～

- ・子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大
- ・超過勤務免除の対象となる子の範囲の拡大
- ・介護の離職防止のための個別の意向確認等

～令和7年10月実施～

- ・**仕事と育児の両立に関する個別の意向徵取・配慮**
- ・**柔軟な働き方をするための措置**

《令和7年10月実施分の本村の対応について》

柔軟な働き方をするための措置

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

	現行	改正後
部分休業の時間の上限及び承認等	<ul style="list-style-type: none">・1日につき2時間を超えない範囲内・勤務時間の始め又は終わりの30分単位	<p>①1日につき2時間を超えない範囲内の30分単位【1号部分休業】</p> <p>②1年につき「非常勤以外：77時間30分、非常勤：1日あたりの勤務時間数に10を乗じて得た時間」を超えない範囲内の1時間単位【2号部分休業】</p>

(2) 柔軟な働き方を実現するための個別の意向確認

制度の周知及び利用についての意向の確認

(3) 実施時期

令和7年10月1日

議会全員協議会資料

議会の議決に付すべき
財産の取得について

令和7年8月18日（月）

総務課

議会の議決に付すべき財産の取得について

1 議会の議決に付す理由

本財産取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条の規定に該当することから、物品売買契約の承認を得るものです。

(参考：議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 700万円以上の不動産又は動産の買入
れ又は売払い（土地については1件 5,000 平方米以上のものに係るものに限
る。）とする。

2 取得財産の概要

- (1) 件 名 令和7年度清川村文書管理用パソコン購入
- (2) 納入場所 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216番地 清川村役場
- (3) 契約金額 金 12,147,696 円（内消費税額 1,104,336 円）
- (4) 納 期 令和7年12月22日
- (5) 契約の方法 隨意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第7号）
※神奈川県町村情報システム共同化推進協議会による共同調
達を活用した調達を行うため。
- (6) 契約相手方 住所：神奈川県横浜市西区高島1-1-2
氏名：都築電機株式会社
第六ソリューション営業統括部
第一営業部長 平岡悦朗
- (7) 内 容 業務用ノートパソコン 37台

議会全員協議会資料

清川村消防団条例の一部を
改正する条例について

令和7年8月18日（月）

総務課

清川村消防団条例の改正について

1 改正目的

平成28年4月の消防広域化に伴い、厚木市消防と連携を図りながら活動を行うため、基本団員を維持しつつ機能別分団を新たに加えるなど消防団の組織体制を強化してまいりましたが、広域化後約10年が経過する中、消防団員に求められる役割等について、火災対応はもとより、災害時における対応などに、より重きが置かれるよう変化してきております。

このような状況の中、消防団全体の体制の見直しについて検討を行ってまいりましたが、訓練や実際の活動状況を踏まえ、現在の消防力は維持しつつ、「消防力の整備指針」に基づき、村の実情に合わせながら、今後を見据えた人員配置とするため、定数の見直しを行うものです。

2 改正内容

消防団員の定数について総数は現行130人を100人とし、基本消防団員は現行100人を75人、機能別消防団員は30人を25人に改正します。

※ 裏面「新旧対照表」参照

3 施行期日

交付の日とします。

清川村消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(定員)	(定員)
第5条 団員の定数は、 <u>100人</u> とし、区分は次のとおりとする。	第5条 団員の定数は、 <u>130人</u> とし、区分は次のとおりとする。
(1) 基本消防団員 <u>75人</u>	(1) 基本消防団員 <u>100人</u>
(2) 機能別消防団員 <u>25人</u>	(2) 機能別消防団員 <u>30人</u>
2・3 略	2・3 略

清川村消防団員数推移一覧及び編成案

[各年4月1日現在]

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	定数 (130人)	編成案 (100人)
本部	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	5	3
1分団	22	18	19	18	17	18	18	16	16	16	16	30	20
2分団	17	16	20	20	21	19	20	17	17	13	13	30	20
3分団	14	15	19	19	20	19	17	15	16	15	14	20	20
4分団	17	17	17	17	16	13	10	10	10	9	9	15	12
役場	(27)	23	21	19	16	18	20	22	22	21	21	30	25
計	75 (102)	94	101	98	95	92	90	84	85	78	77	130	100

※ H28年度 厚木市との消防広域化始まる。[消防の事務委託]

平成28年度から役場消防隊は、機能別消防団となつたため、()で計上しています。

消防団員条例定数 130人 (基本消防団員100人・機能別消防団員30人)

議会全員協議会資料

一般廃棄物(可燃性一般廃棄物
及び粗大ごみ)処理の事務委託の
廢止について

令和7年8月18日（月）

環境上下水道課

一般廃棄物（可燃性一般廃棄物及び粗大ごみ）処理の 事務委託の廃止について

1 村のこれまでの一般廃棄物処理の経過について

清川クリーンセンター（以下「クリーンセンター」※¹という。）は、日量約10トンの処理能力を有した焼却施設として、村内から排出される一般廃棄物の処理を行ってきました。

廃棄物処理施設等から排出されるダイオキシン類が社会問題化し、国は、平成2年12月、焼却施設におけるダイオキシン類発生防止等ガイドライン（旧ガイドライン）、平成9年1月にごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について（新ガイドライン）を策定し、ダイオキシン類恒久対策として規制基準を定めるとともに、焼却施設に対してダイオキシン類等実態調査の実施を要請してきたことから、平成9年1月、クリーンセンターにおいても当該調査を実施した結果、規制基準を大きく上回る値が検出されたため、隣接する厚木市へ一般廃棄物の焼却処理を要請したところ、「県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急援助協定（昭和58年3月締結）」に基づいて処理することを承諾され、平成9年5月から可燃性一般廃棄物を処理いただけたこととなりました。

このことに合わせて焼却炉の稼動を休止いたしました。

以降、平成13年4月からは、地方自治法第252条の14第1項に規定する事務委託により処理を委託し、二度の更新を経て現在に至っています。

※¹ クリーンセンターは、現在の清川リサイクルセンターの敷地内に建設され、操業していました。

2 一般廃棄物処理の事務委託の廃止について

平成15年11月、清川村、厚木市及び愛川町の3市町村で締結した一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する合意書に基づき、平成16年4月、厚木愛甲環境施設組合が設立され、当該組合が建設工事を進めてきた新ごみ中間処理施設について、本年8月20日から試験運転、同年12月1日から本格稼働の開始が正式決定されたことから、11月30日をもって厚木市環境センターへの一般廃棄物の搬入が実質終了いたしますので、地方自治法第252条の14第2項の規定により事務委託を廃止するものです。

参考 1

【地方自治法（抜粋）】

（事務の委託）

第 252 条の 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第 252 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

参考 2

清川村のごみ処理の経過

昭和47年4月	西ヶ谷戸最終処分場へ不燃ごみの搬入開始。
昭和61年4月	クリーンセンターの稼動開始。
平成2年12月	厚生省から「焼却施設におけるダイオキシン類発生防止等ガイドライン（旧ガイドライン）」が策定される。
平成8年7月	厚生省から「ごみ焼却施設からのダイオキシン排出実態調査等総点検調査」の実施が通知される。
平成8年10月	厚生省から「ごみ処理に係るダイオキシン類の緊急削減対策」が通知される。
平成8年11月	ダイオキシン等排出測定調査を実施。
平成9年3月	⇒ ダイオキシン等排出測定調査の結果が報告される。
平成9年1月	厚生省から「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について（新ガイドライン）」が策定される。
平成9年4月	厚木市とごみの受入れについて調整を行う。 ※ 「県央地区8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定（以下「緊急協定」という。）」により依頼。
平成9年5月	厚木市へごみの受入れが可能となり、クリーンセンターの焼却炉の運転を休止。 ※ 4月30日付可燃性一般廃棄物の焼却処理委託契約を締結。
平成10年4月	引き続き委託契約により厚木市へごみを搬入する。 ※ 4月1日付ごみ処理に関する契約を締結。 ※ 平成11年3月、厚木市のダイオキシン類対策1期工事のため、愛川町とごみの受入れについて調整を行う。
平成11年3月	愛川町へごみの受入れが可能となり、ごみを搬入する。 ※ 緊急協定により依頼。 ※ 3月1日付ごみ処理に関する契約を締結。
平成11年6月	工事が完成し、厚木市へごみの受入れが可能となり、ごみを搬入する。 ※ 緊急協定により依頼。 ※ 5月1日付ごみ処理に関する契約を締結。
平成11年7月	国、県から最終処分場に係る適正化対策について指導を受ける。 ※ 平成11年9月、厚木市と粗大ごみの受入れについて調整を行う。
平成11年10月	厚木市へ粗大ごみの受入れが可能となり、ごみを搬入する。 ※ ごみ処理に関する契約を締結。 ※ 厚木市より平成12年度のごみ処理の受入れは、緊急協定では難しいとの見解を得る。

平成12年 2月	厚木市との協議の中で地方自治法上の「事務委託方式」で対応していくことを検討する。
平成12年 4月	引き続き厚木市へごみを搬入する。 ※ 緊急協定により依頼。 ※ 4月1日付ごみ処理に関する契約を締結。
平成13年 4月	引き続き厚木市へごみを搬入する。 ※ 事務委託方式により委託する。 ※ 協議書締結：平成13年3月29日 規約施行日：平成13年4月1日 期間：平成13年4月1日～平成23年3月31日
平成15年 3月	西ヶ谷戸最終処分場への埋立を完了する。 ※ 平成19年3月、最終処分場適正閉鎖計画の策定 ※ 平成22年2月、地形測量調査の実施 ※ 平成23年3月、最終処分場閉鎖工事実施設計業の実施
平成23年 4月	引き続き厚木市へごみを搬入する。 ※ 事務委託方式により委託する。 ※ 協議書締結：平成23年3月28日 規約施行日：平成23年4月1日 期間：平成23年4月1日～平成32年3月31日
平成26年 9月	神奈川県あて「西ヶ谷戸最終処分場に関する一般廃棄物最終処分場廃止確認依頼書」の提出。
平成26年10月	県知事より「西ヶ谷戸最終処分場に関する一般廃棄物最終処分場廃止の確認について（通知）」の受理
平成29年 6月 平成30年 3月	クリーンセンターの解体工事を実施する。
平成30年 6月 平成30年11月	清川リサイクルセンターの建設工事を実施する。
平成31年 1月	清川リサイクルセンターの本格稼働が開始される。
令和 2年 4月	引き続き厚木市へごみを搬入する。 ※ 事務委託方式により委託する。 ※ 協議書締結：令和2年1月17日 規約施行日：令和2年4月1日 期間：令和2年4月1日～令和8年3月31日
令和 7年 8月	厚木愛甲環境施設組合の建設を進める新ごみ中間処理施設「あつあいクリーンセンター」の試験稼働が始める。 ※ 本村の可燃ごみは、8月20日（水）、粗大ごみは、9月1日（月）から搬入開始予定。
令和 7年12月	12月1日から「あつあいクリーンセンター」の本格稼働が開始される。

議会全員協議会資料

令和6年度清川村簡易水道事業
会計及び令和6年度清川村公共
下水道事業会計の決算について

令和7年8月18日（月）

環境上下水道課

令和6年度清川村簡易水道事業会計及び 令和6年度清川村公共下水道事業会計の決算について

1 決算書類について

現金主義の一般会計の決算は、予算額に対してその執行の実績はどうであったかを示すものに対して、発生主義の企業会計方式における決算は、その年度における損益がどうなっており（経営成績）、その結果、その年度末における資産、負債及び資本の状況はどのようにになっているか（財政状態）という点を明らかにするため、財務諸表を作成する必要があります。

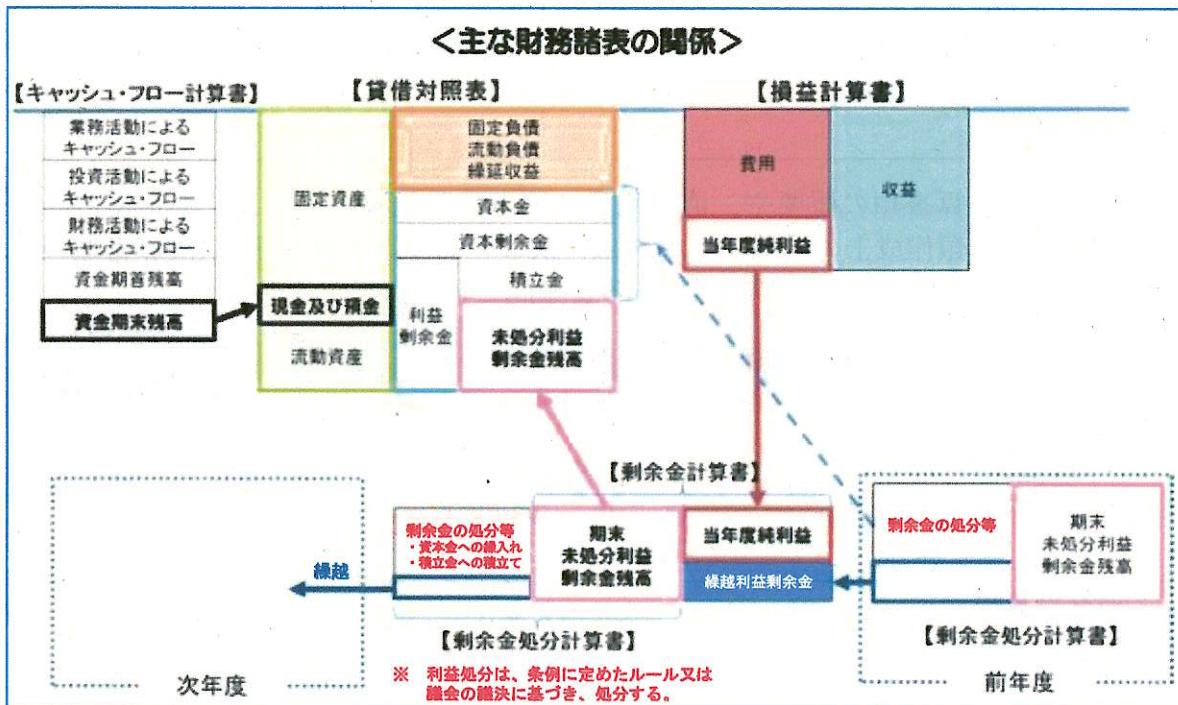
公営企業会計と一般会計における決算書類の比較は、次のとおりとなります。

区分	公営企業会計	一般会計
決算書類	①決算報告書 ②損益計算書 ③剰余金（欠損金）計算書 ④剰余金処分（欠損金処理）計算書 ⑤貸借対照表	①歳入歳出決算
決算附属書類	⑥事業報告書 ⑦キャッシュ・フロー計算書 ⑧収益費用明細書 ⑨固定資産明細書 ⑩企業債明細書	②主要な施策の成果を説明する書類 ③歳入歳出決算事項別明細書 ④実質収支に関する事項 ⑤財産に関する調書

また、各決算書類の概要や、消費税及び地方消費税導入に伴う公営企業会計における決算書類作成上の計数の取扱いは、次のとおりとなります。（決算書類の中でも税込と税抜での表示があるため、各書類間で金額が異なる場合があります。）

項目	消費税及び 地方消費税
①決算報告書 ・「収益的収支（3条予算）」「資本的収支（4条予算）」に区分した予算の執行実績を表す報告書です。（備考欄に消費税相当額を記載しています。）	税込
②損益計算書 ・会計年度期間中（1年間）の経営成績を明らかにするため、全ての収益と費用を記載し、収益から費用を差し引いた損益（利益又は損失）を表示した報告書です。	税抜
③剰余金（欠損金）計算書 ・資本のうち、剰余金又は欠損金が、その年度中にどのように増減変動したかを表す報告書です。	税抜

④剩余金処分（欠損金処理）計算書	税抜
・剩余金計算書のうち、未処分利益剩余金の処分状況又は欠損金の補てん状況を示す報告書です。	
⑤貸借対照表	税抜
・年度末時点の財政状況を明らかにするため、全ての資産、負債及び資本を表示した報告書です。	
⑥事業報告書	—
・決算年度における経営実績の概要に関する報告書です。	
⑦キャッシュ・フロー計算書	—
・会計年度期間中（1年間）の資金の収入・支出に関する情報を「業務活動」「投資活動」「財務活動」の3つの活動区分別に表示した報告書です。	
⑧収益費用明細書	税抜
・勘定科目で「目」までの金額表示となっている損益計算書の内訳について、「節」まで収益・費用を表示した報告書です。	
⑨固定資産明細書	税抜
・貸借対照表の固定資産に関する内訳を表示した報告書です。	
⑩企業債明細書	—
・貸借対照表の企業債に関する内訳を表示した報告書です。	



(出典：総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」)

2 決算報告書について

(1) 収入について

公営企業会計は発生主義により経理するものであるため、収益的収入、資本的収入ともに、債権が確定しているにも関わらず年度末において未だ収入のないものについても収入として決算しています。(未収となったものについて、翌年度以降に現金の収納が行われても翌年度以降における予算の執行は、ありません。)

(2) 支出について

収入の場合と同様に発生主義による決算が行われ、収益的支出、資本的支出ともに差異はなく、例えば建設改良において工事が完成し検査も終わり、支払い義務が生じているもので年度末において代金の支払いが行われていない場合でも建設改良費の支出決算として計上しています。(未払となつてものについて、翌年度以降に現金の支払いが行われても翌年度における予算の執行は、ありません。)

(3) 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税について、官庁会計では現金主義のため、実際に納付又は還付される翌年度に予算が執行されていましたが、公営企業会計においては、発生主義のため、申告により納付すべき額又は還付される額が当年度の予算執行額（納付の場合は「営業外費用」、還付の場合は「営業外収益」）として計上しています。

(4) 現金支出の伴わない支出について

減価償却費や資産減耗費など現金の支出を伴わない費用については、地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定により、支出予算がない場合でも支出が認められています。このため、決算額が予算額を超過し、不用額がマイナスとなる場合もあります。

【地方公営企業法施行令】

(予算の執行)

第18条 1～4 (略)

5 法第24条第3項に規定する場合を除くほか、管理者は、支出の予算がなく、かつ予備費支出、費用流用その他財務に関する規定により支出することができない場合においては、支出することができない。ただし、現金の支出を伴わない経費については、この限りではない。

(5) 令和6年度（地方公営企業法適用初年度）のみの対応事項

令和6年6月に支払った期末勤勉手当（法定福利費含む）のうち、令和5年度の12月～3月分（4か月分）について、令和5年度は現金主義の官庁会計であり、引当金として予算計上できないため、令和6年度に特別損失として処理しています。

また、令和5年度分の消費税及び地方消費税についても同様に、令和6年度での予算執行額（納付の場合は「特別損失」、還付の場合は「特別利益」）として計上しています。

3 損益計算書について

公営企業では、毎年4月1日から翌年3月31日までを事業年度として、損益の計算を行います。

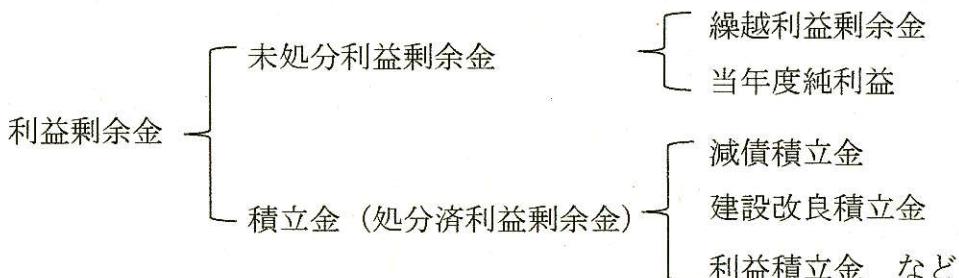
計算方法は、損益法（1計算期間内に発生した収益と費用とを集計し、その差引計算によってその期間の損益計算をする方式）が採用されており、決算において損益法による損益計算の内容を示したもののが損益計算書となります。

損益計算書は、税抜で作成し、3つの段階により損益（利益又は損失）を表示しています。

収 益	費 用	損 益 計 算
①営業収益 ②営業外収益 ③特別利益	④営業費用 ⑤営業外費用 ⑥特別損失	$【\text{営業損益 (A)}】 = ① - ④$ ・通常の業務活動の損益結果
		$【\text{経常損益 (B)}】 = (A) + ② - ⑤$ ・営業損益に、業務活動に付随して毎年度経常的に発生する主に財務活動から生じるもの加減した損益結果
		$【\text{純損益 (C)}】 = (B) + ③ - ⑥$ ・経常損益に、臨時的又は偶発的に発生したもの加減した損益結果（当年度の最終的な損益）

4 利益剰余金について

利益剰余金とは、損益取引（営業活動）から生じた剰余金であり、特定の目的をもつ積立金として処分済か否かにより、おおむね次のように区分されます。



なお、利益剰余金は、損益計算において現金収支を伴わない経費（減価償却費、長期前受金戻入など）も含めて計算されるため、実際の資金残高とは一致しません。

(1) 未処分利益剰余金

当年度の企業の営業活動の結果発生した「純利益」は、前年度からの「繰越利益剰余金」とあわせて「翌年度への繰越利益剰余金」として処理されます。

また、前年度からの「繰越欠損金」がある場合は、まず当年度の「純利益」から「繰越欠損金」を差し引いた残りの額がこの未処分利益剰余金となります。

この「未処分利益剰余金」とは、まだ特定の使途目的を与えられていない、いわゆる「白紙のまま利益をプールしておく勘定」となります。

(2) 積立金（処分済利益剰余金）

「未処分利益剰余金」の一部については、それぞれ特定の目的に使うための資金として条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て積立てられます。積立金は、原則として、その目的以外の使途に使用してはなりません。しかし、議会の議決を経ればその他の目的のために利用することができます。

- ・減債積立金・・・企業債償還の財源とするための積立金
- ・建設改良積立金・・・建設改良工事等の財源とするための積立金
- ・利益積立金・・・将来の欠損（赤字）に備えるための積立金

5 貸借対照表について

貸借対照表は、年度末（3月31日）における全ての「資産」、「負債」及び「資本」を総括的に表示したもので、「資産 - 負債 = 資本」となり、貸借対照表の資産の部と、負債の部と資本の部の合計が等しく、バランスしていることから英語ではバランスシートと呼ばれています。

平成〇〇年度××市下水道事業貸借対照表(イメージ) (平成△△年3月31日)	
資産の部	負債の部
土地、建物、権利、現金・預金など企業の所有財産が記載されています。	企業債など支払義務があるものなどが記載されています。
【資産の部】 固定資産 340,889,447	【負債の部】 固定負債 137,019,040
有形固定資産 339,889,447	金 債 135,607,640
土地 10,129,095	リース債務 482,400
建物 12,559,256	引当金 728,000
構 築 物 244,856,815	其 他 負 債 8,823,234
機 構 及 び 装 置 41,063,839	金 債 3,076,840
車両運搬具 2,349,011	リース債務 180,600
工具、器具及び備品 3,455,130	未 払 金 3,480,494
リース資産 1,725,000	未 払 費 用 8,000
建設仮勘定 39,420,000	前 受 金 22,000
減価償却累計額 ▲ 15,565,600	引 当 金 50,000
無形固定資産 570,000	その他の負債 106,000
借 入 地 权 235,000	取 収 金 307,000
地 上 権 70,000	長期前受金 821,000
特 許 権 35,000	変動化累計額 ▲ 814,000
施設利用権 230,000	負 債 合 計 144,248,274
投資その他の資産 20,000	
現金・預金 20,000	
投資有価証券 20,000	
流動資産 17,715,003	
現金・預金 6,713,184	
未収金 8,300,688	
貯蔵引当金 ▲ 209,000	
貯蔵品 2,885,201	
前払費用 25,000	
資産合計 359,299,540	
資本の部	資本の部
資 本 178,549,540	資本 214,049,286
剰 余 金 37,805,717	負債・資本合計 358,299,540
資本剰余金 32,781,666	
再評価積立金 32,742,668	
受贈財産評価額 38,800	
利 益 剰 余 金 4,724,049	
減債積立金 100,000	
当年度実効分割賃料余金 4,624,049	
資本合計 214,049,286	
左半分は「企業の持ちもの」 企業の財産がどのような状態で、いくらあるか把握できます。	右半分は「資金の出どころ」 企業の財産がどのような財源でつくられたか把握できます。

(出典：総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」)

令和6年度 清川村簡易水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	202,287,000	831,000	0
第1項 営業収益	63,884,000	△ 6,660,000	0
第2項 営業外収益	138,403,000	1,170,000	0
第3項 特別利益	0	6,321,000	0

支 出

区分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 増 減 額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定による 支出額
第1款 水道事業費用	197,100,000	△ 6,722,000	0	0	0
第1項 営業費用	187,452,000	△ 3,988,000	0	0	0
第2項 営業外費用	319,000	△ 69,000	0	0	0
第3項 特別損失	4,329,000	△ 2,665,000	391,000	0	0
第4項 予備費	5,000,000	0	△ 391,000	0	0

地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書に規定する現金の支出を伴わない経費として、第1項 営業費用のうち資産減耗費が予算額を1,508,115円超過して支出した。

営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費3,886,960円の財源に充てるため、企業債(公営企業会計適用債) 3,800,000円を借り入れた。

「単位：円、（）内は仮受消費税分」

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
203,118,000	202,028,244	△ 1,089,756	(5,203,655)
57,224,000	57,029,880	△ 194,120	(5,175,080)
139,573,000	138,677,268	△ 895,732	(28,575)
6,321,000	6,321,096	96	(0)

「単位：円、（）内は仮払消費税分」

小 計	地方公営企業法第4条第5項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
190,378,000	0	190,378,000	184,253,529	0	6,124,471	(1,620,163)
183,464,000	0	183,464,000	181,949,492	0	1,514,508	(1,584,163)
250,000	0	250,000	249,795	0	205	(0)
2,055,000	0	2,055,000	2,054,242	0	758	(36,000)
4,609,000	0	4,609,000	0	0	4,609,000	(0)

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法施行令第4条第5項の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的 収入	0	0	0

支 出

区分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法施行令第4条第5項の規定による繰越額	継続費 適次繰越額
第1款 資本的 支出	45,679,000	0	0	45,679,000	0	0
第1項 建設改良費	44,033,000	0	0	44,033,000	0	0
第2項 企業債償還金	1,646,000	0	0	1,646,000	0	0

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 44,215,382円は、引継金 44,215,382円で補てんした。

「単位：円、（ ）内は仮受消費税分」

継続費通 次繰越財 源充当額	合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
0	0	0	0	(0)

「単位：円、（ ）内は仮払消費税分」

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 通 次 繰越額		
45,679,000	44,215,382	0	0	0	1,463,618 (3,870,000)
44,033,000	42,570,000	0	0	0	1,463,000 (3,870,000)
1,646,000	1,645,382	0	0	0	618 (0)

令和6年度 清川村簡易水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	51,350,800		
(2) 水道加入金	400,000		
(3) その他営業収益	<u>104,000</u>	51,854,800	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	8,630,328		
(2) 配水及び給水費	4,906,230		
(3) 総係費	26,293,552		
(4) 減価償却費	139,027,104		
(5) 資産減耗費	<u>1,508,115</u>	<u>180,365,329</u>	
営業損失			128,510,529
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	25,472		
(2) 他会計補助金	23,365,153		
(3) 長期前受金戻入	114,336,834		
(4) 雜収益	<u>634,726</u>	138,362,185	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>249,795</u>	<u>249,795</u>	<u>138,112,390</u>
経常利益			9,601,861
5 特別利益			
(1) その他特別利益	<u>6,321,096</u>	6,321,096	
6 特別損失			
(1) 災害による損失	360,000		
(2) その他特別損失	<u>1,658,242</u>	<u>2,018,242</u>	<u>4,302,854</u>
当年度純利益			13,904,715
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			<u>13,904,715</u>

令和6年度 清川村簡易水道事業剩余金計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	資本金	資本		
		受贈財産評価額	他会計補助金	国庫補助金
当年度期首残高	472,301,102	49,500	12,488,270	20,919,901
当年度変動額	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0
当年度末残高	472,301,102	49,500	12,488,270	20,919,901

令和6年度 清川村簡易水道事業剩余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剩余金	未処分利益剩余金
当年度末残高	472,301,102	128,429,310	13,904,715
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	472,301,102	128,429,310	(繰越利益剩余金) 13,904,715

(単位：円)

剩 余 金					資本合計	
剩 余 金			利 益 剩 余 金			
県補助金	分担金及び負担金	資本剩余金合計	未処分利益剩余金	利益剩余金合計		
0	94,971,639	128,429,310	0	0	600,730,412	
0	0	0	13,904,715	13,904,715	13,904,715	
0	0	0	13,904,715	13,904,715	13,904,715	
0	94,971,639	128,429,310	13,904,715	13,904,715	614,635,127	

令和6年度清川村簡易水道事業貸借対照表
(令和7年3月31日)

資産の部

(単位:円)

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	128,429,310
ロ 建 物	110,414,872
減価償却累計額	<u>△ 6,011,759</u>
ハ 構 築 物	1,287,069,261
減価償却累計額	<u>△ 127,586,010</u>
ニ 機 械 及 び 装 置	89,737,813
減価償却累計額	<u>△ 5,429,335</u>
ホ 車両運搬具	92,612
減価償却累計額	<u>0</u>
ヘ 工具、器具及び備品	72,750
減価償却累計額	<u>0</u>
	1,476,789,514

(2) 無形固定資産

イ 水 利 権	<u>4,200,000</u>
無形固定資産合計	<u>4,200,000</u>
固定資産合計	1,480,989,514

2 流動資産

(1) 現金及び預金

82,315,711

(2) 未収金

1,274,438

(3) 貸倒引当金

0 1,274,438

流動資産合計

83,590,149

資産合計

1,564,579,663

負 債 の 部

(単位：円)

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債

32,125,943

企 業 債 合 計

32,125,943

固 定 負 債 合 計

32,125,943

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債

3,628,675

企 業 債 合 計

3,628,675

(2) 未 払 金

31,301,208

(3) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金

740,000

ロ 法 定 福 利 費 引 当 金

146,000

引 当 金 合 計

886,000

流 动 负 債 合 計

35,815,883

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

996,339,544

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 114,336,834

繰 延 収 益 合 計

882,002,710

負 債 合 計

949,944,536

資 本 の 部

6 資 本 金

472,301,102

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 價 額

49,500

ロ 他 会 計 補 助 金

12,488,270

ハ 国 庫 補 助 金

20,919,901

ニ 分 担 金 及 び 負 担 金

94,971,639

資 本 剰 余 金 合 計

128,429,310

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金

13,904,715

利 益 剰 余 金 合 計

13,904,715

剩 余 金 合 計

142,334,025

資 本 合 計

614,635,127

負 債 資 本 合 計

1,564,579,663

令和6年度 清川村公共下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	378,004,000	△ 26,122,000	0
第1項 営 業 収 益	48,239,000	47,000	0
第2項 営 業 外 収 益	329,765,000	△ 36,631,000	0
第3項 特 別 利 益	0	10,462,000	0

支 出

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 額	流 増 減 額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定による 支出額
第1款 下水道事業費用	371,517,000	△ 21,154,000	0	0	0
第1項 営 業 費 用	356,218,000	△ 17,555,000	0	0	0
第2項 営 業 外 費 用	6,001,000	△ 150,000	0	0	0
第3項 特 別 損 失	4,298,000	△ 3,449,000	83,000	0	0
第4項 予 備 費	5,000,000	0	△ 83,000	0	0

地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書に規定する現金の支出を伴わない経費として、第1項 営業費用のうち資産減耗費が予算額を3,855,113円超過して支出した。

営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費3,893,560円の財源に充てるため、企業債(公営企業会計適用債) 3,800,000円を借り入れた。

「単位：円、（）内は仮受消費税分」

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
351,882,000	355,943,508	4,061,508	(4,409,920)
48,286,000	48,582,120	296,120	(4,409,920)
293,134,000	296,898,425	3,764,425	(0)
10,462,000	10,462,963	963	(0)

「単位：円、（）内は仮払消費税分」

小 計	地方公営企業法施行令第4条第5項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
350,363,000	0	350,363,000	346,275,225	0	4,087,775	(8,026,358)
338,663,000	0	338,663,000	339,495,769	0	△ 832,769	(8,018,358)
5,851,000	0	5,851,000	5,848,200	0	2,800	(0)
932,000	0	932,000	931,256	0	744	(8,000)
4,917,000	0	4,917,000	0	0	4,917,000	(0)

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法施行令第4条第5項の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	297,842,000	△ 84,988,000	0
第1項 企 業 債	139,900,000	△ 46,200,000	0
第2項 他会計補助金	17,247,000	7,492,000	0
第3項 国庫補助金	140,095,000	△ 46,080,000	0
第4項 分担金及び負担金	600,000	△ 200,000	0

支 出

区分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法施行令第4条第5項の規定による繰越額	継続費 過次繰越額
第1款 資本的支出	355,209,000	△ 92,161,000	0	263,048,000	0	0
第1項 建設改良費	280,453,000	△ 92,161,000	0	188,292,000	0	0
第2項 企業債償還金	74,756,000	0	0	74,756,000	0	0

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 50,143,627円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,342,160円、引継金 6,018,195円、当年度分損益勘定留保資金 36,783,272円で補てんした。

〔単位：円、（ ）内は仮受消費税分〕

継続費通 次繰越財 源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	212,854,000	212,814,000	△ 40,000	(0)
0	93,700,000	93,700,000	0	(0)
0	24,739,000	24,699,000	△ 40,000	(0)
0	94,015,000	94,015,000	0	(0)
0	400,000	400,000	0	(0)

〔単位：円、（ ）内は仮払消費税分〕

合 計	決 算 額	翌年 度 繰 越 額		合 計	不 用 額	備 考
		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 通 次 繰 越 額			
263,048,000	262,957,627	0	0	0	90,373	(17,109,280)
188,292,000	188,202,088	0	0	0	89,912	(17,109,280)
74,756,000	74,755,539	0	0	0	461	(0)

令和6年度 清川村公共下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	44,099,200		
(2) その他営業収益	<u>73,000</u>	44,172,200	
2 営業費用			
(1) 管渠費	4,877,316		
(2) ポンプ場費	7,035,830		
(3) 処理場費	61,864,662		
(4) 総係費	20,413,517		
(5) 減価償却費	233,430,973		
(6) 資産減耗費	<u>3,855,113</u>	<u>331,477,411</u>	
営業損失			287,305,211
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	22,695		
(2) 他会計補助金	96,234,000		
(3) 長期前受金戻入	190,310,194		
(4) 雜収益	<u>35,100</u>	286,601,989	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	5,848,200		
(2) 雜支出	<u>662,162</u>	<u>6,510,362</u>	<u>280,091,627</u>
経常損失			7,213,584
5 特別利益			
(1) その他特別利益	<u>10,462,963</u>	10,462,963	
6 特別損失			
(1) 災害による損失	80,000		
(2) その他特別損失	<u>843,256</u>	<u>923,256</u>	<u>9,539,707</u>
当年度純利益			2,326,123
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			<u>2,326,123</u>

令和6年度 清川村公共下水道事業剩余额計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

資本金	資本		
	受贈財産評価額	他会計補助金	国庫補助金
当年度期首残高	482,862,961	18,835,786	55,300,017
当年度変動額	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	482,862,961	18,835,786	55,300,017
			111,165,194

令和6年度 清川村公共下水道事業剩余额処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剩余额	未処分利益剩余额
当年度末残高	482,862,961	295,798,156	2,326,123
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	482,862,961	295,798,156	2,326,123 (繰越利益剩余额)

(単位：円)

剩 余 金					資本合計
剩 余 金			利 益 剩 余 金		
県補助金	分担金及び負担金	資本剩余金合計	未処分利益剩余金	利益剩余金合計	
74,109,308	36,387,851	295,798,156	0	0	778,661,117
0	0	0	2,326,123	2,326,123	2,326,123
0	0	0	2,326,123	2,326,123	2,326,123
74,109,308	36,387,851	295,798,156	2,326,123	2,326,123	780,987,240

令和6年度清川村公共下水道事業貸借対照表
(令和7年3月31日)

資産の部

(単位:円)

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	295,798,156
ロ 建 物	361,146,965
減価償却累計額	<u>△ 13,468,487</u>
ハ 構 築 物	4,739,819,209
減価償却累計額	<u>△ 177,177,632</u>
二 機 械 及 び 装 置	854,852,627
減価償却累計額	<u>△ 42,784,854</u>
ホ 車両運搬具	1
減価償却累計額	<u>0</u>
ヘ 建設仮勘定	<u>11,887,201</u>
有形固定資産合計	6,030,073,186

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	<u>764,400</u>
無形固定資産合計	<u>764,400</u>
固定資産合計	6,030,837,586

2 流動資産

(1) 現金及び預金

66,569,041

(2) 未収金

10,978,676

(3) 貸倒引当金

0 10,978,676

流動資産合計

77,547,717

資産合計

6,108,385,303

負 債 の 部

(単位：円)

3 固定負債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>570,901,298</u>
企 業 債 合 計	<u>570,901,298</u>
固 定 負 債 合 計	570,901,298

4 流動負債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>73,940,466</u>
企 業 債 合 計	73,940,466
(2) 未 払 金	59,838,974
(3) 引 当 金	
イ 賞 与 引 当 金	1,163,000
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>227,000</u>
引 当 金 合 計	<u>1,390,000</u>
流 动 负 債 合 計	135,169,440

5 繰延収益

(1) 長 期 前 受 金	4,808,099,322
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 186,771,997</u>
繰 延 収 益 合 計	<u>4,621,327,325</u>
負 債 合 計	<u>5,327,398,063</u>

資 本 の 部

6 資 本 金

482,862,961

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 價 額	18,835,786
ロ 他 会 計 補 助 金	55,300,017
ハ 国 庫 補 助 金	111,165,194
ニ 県 補 助 金	74,109,308
ホ 分 担 金 及 び 負 担 金	<u>36,387,851</u>
資 本 剰 余 金 合 計	295,798,156

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>2,326,123</u>
利 益 剰 余 金 合 計	<u>2,326,123</u>
剩 余 金 合 計	<u>298,124,279</u>
資 本 合 計	<u>780,987,240</u>
負 債 資 本 合 計	<u>6,108,385,303</u>

議会全員協議会資料

きよかわむら祭の開催について

令和7年8月18日（月）

村づくり観光課

きよかわむら祭の開催について

昨年、清川村商工共栄会発足 50 周年という節目に開催しました「きよかわむら祭」を、清川村民はもとより、他地域の多くの来場者に喜んで頂けるよう、商工共栄会並びに関連団体が一体となり、地域の賑わい創出と清川村商工共栄会の P R の場とするイベントを昨年に引き続き開催する運びとなりました。

合わせて、昨年好評でありました花火の打ち上げも実施いたします。

1 開催日時

令和 7 年 9 月 20 日（土）

※ 雨天時、翌日 21 日（日）に順延

- (1) 模擬店、ステージ等 10 時から 15 時まで
- (2) 小規模花火打上げ 19 時から（約 10 分）

2 主 催 者

清川村商工共栄会

3 会 場

道の駅清川 第 1 駐車場

4 開催内容

(1) 模擬店・キッチンカー

商工共栄会会員及び村内事業者、関連団体による出店（物品、飲食物等）

(2) ワークショップ

商工共栄会会員による製作・体験ブース

(3) はたらく車展示

商工共栄会会員の重機等の展示、乗車体験

(4) ステージイベント

村内各種活動団体・グループ等による音楽やダンス等の様々なステージ

(5) お楽しみ抽選会

パンフレットに抽選券を付し、お持ちいただいた方に抽選をしていただく

(6) 小規模花火打上げ

小規模花火（75 発）の打上げ

5 その他

抽選券付きパンフレットを村広報紙 9 月号への折込み及び役場窓口等で配布いたします。

議会全員協議会資料

令和7年度9月補正 予算(案)について

令和7年8月18日（月）

政策推進課

1 会計別一覧表

(1) 一般会計及び特別会計

(単位:千円)

会 計 名		補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		2号	2,895,809	5,458	2,901,267
特 別 会 計	国民健康保険事業	1号	398,891	1,479	400,370
	介護保険事業	1号	354,931	4,614	359,545
	後期高齢者医療事業	1号	98,510	2,057	100,567
小 計			852,332	8,150	860,482
合 計			3,748,141	13,608	3,761,749

(2) 簡易水道事業会計(企業会計)

(単位:千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	2号	179,104	△5,783	173,321
支 出	2号	219,070	△4,889	214,181

(3) 公共下水道事業会計(企業会計)

(単位:千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	1号	548,170	△9,848	538,322
支 出	1号	602,900	2,178	605,078

※企業会計は収入と支出が同額にならないため両方記載。

2 一般会計補正予算

○歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 村 税	1,221,167	10,132	1,231,299
2 地方譲与税	25,259	0	25,259
3 利子割交付金	168	0	168
4 配当割交付金	2,626	0	2,626
5 株式等譲渡所得割交付金	2,330	0	2,330
6 法人事業税交付金	10,487	0	10,487
7 地方消費税交付金	72,216	0	72,216
8 ゴルフ場利用税交付金	16,054	0	16,054
9 環境性能割交付金	2,722	0	2,722
10 地方特例交付金	1,981	0	1,981
11 地方交付税	507,759	33,408	541,167
12 交通安全対策特別交付金	450	0	450
13 分担金及び負担金	1,927	0	1,927
14 使用料及び手数料	75,156	0	75,156
15 国庫支出金	159,578	△334	159,244
16 県支出金	278,481	484	278,965
17 財産収入	85,682	0	85,682
18 寄附金	51,002	0	51,002
19 繰入金	233,906	△90,811	143,095
20 繰越金	41,000	52,579	93,579
21 諸収入	102,058	0	102,058
22 村債	3,800	0	3,800
合 計	2,895,809	5,458	2,901,267

○歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	69,530	193	69,723
2 総務費	662,687	2,303	664,990
3 民生費	496,828	1,395	498,223
4 衛生費	247,642	△2,734	244,908
5 農林水産業費	187,689	9,506	197,195
6 商工費	175,167	△181	174,986
7 土木費	407,098	△4,391	402,707
8 消防費	206,773	500	207,273
9 教育費	356,170	△1,212	354,958
10 災害復旧費	40	0	40
11 公債費	71,185	79	71,264
12 予備費	15,000	0	15,000
合計	2,895,809	5,458	2,901,267

3 一般会計補正予算の主な内容

○歳入

(単位：千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
村税 (償却資産)	8,796	事業者の設備更新の増に伴う増額	税務住民課
地方交付税 (普通交付税)	33,408	給与改定費等の増に伴う増額	政策推進課
国庫支出金 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,688	物価高騰の影響を受けた給食食材費への支援を行うための増額	政策推進課
繰入金 (財政調整基金繰入金)	△90,811	補正予算に係る財源調整	政策推進課
繰越金 (繰越金)	52,579	前年度からの繰越金の増額	政策推進課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (広報広聴事業)	1,645	村制70周年に向けた記念事業経費の増額	総務課
総務費 (戸籍住民基本台帳総務事業)	△5,090	人事異動等に基づく人件費の減額	税務住民課
衛生費 (予防接種事業)	1,575	帯状疱疹予防接種者の増加に伴う委託料の増額	子育て健康福祉課
衛生費 (簡易水道事業会計補助金)	△5,783	人事異動等に基づく人件費の減額等	環境上下水道課
農林水産業費 (農政管理事業)	△1,576	人事異動等に伴う人件費の減額	建設農林課
農林水産業費 (森林環境譲与税基金費)	10,012	前年度森林環境譲与税余剰金の積立に伴う増額	建設農林課
土木費 (道路新設改良事業)	1,347	村道三浦線の拡幅改良工事に向けた、物件除却等補償の増額	建設農林課
土木費 (道路橋梁維持補修事業)	3,500	村道別所線排水施設修繕工事の実施等に伴う増額	建設農林課
土木費 (公共下水道事業会計補助金)	△9,843	前年度分消費税の還付等に伴う一般会計補助金の減額等	環境上下水道課
教育費 (教育委員会事務局運営事業)	△2,324	人事異動等に伴う人件費の減額	学校教育課
教育費 (教育支援事業)	890	食材費の高騰に伴う給食費支援補助金の増額	学校教育課

○繰越明許費の設定

(単位:千円)

款	項	事業名等	計上時期	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	R7当初	83,636

【繰越明許となる要因】

村道三浦線道路改良事業に係る用地取得について、取得用地所有者の相続関係等の調整に相当の時間を要し、年度内の工事完了が困難となる見込みであるため。

4 特別会計補正予算の主な内容

(1) 国民健康保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
繰入金 (一般会計繰入金)	502	人事異動等に伴う増額	税務住民課
国庫支出金 (子ども子育て支援事業費補助金)	842	子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費の増額	税務住民課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (一般管理事務費)	1,344	人事異動等に伴う人件費及び子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費の増額	税務住民課

(2) 介護保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
県支出金 (介護給付費負担金)	2,485	前年度の県支出金精算に伴う増額	子育て健康福祉課
繰入金 (介護保険給付費支払基金繰入金)	519	前年度の国庫及び県支出金精算等に伴う増額	子育て健康福祉課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
諸支出金 (国庫支出金返納金)	1,203	前年度事業精算に伴う介護給付費負担金返納金の増額	子育て健康福祉課
諸支出金 (支払基金交付金返納金)	1,455	前年度事業精算に伴う介護給付費負担金返納金の増額	子育て健康福祉課

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
国庫支出金 (子ども子育て支援事業費補助金)	2,057	子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費の増額	税務住民課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (一般管理費)	2,057	子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費の増額	税務住民課

5 企業会計補正予算の主な内容

(1) 簡易水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業収入 (他会計補助金)	△5,783	人事異動及び前年度人件費の精算に伴う補助金の減額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業費用 (総係費)	△4,905	人事異動等に伴う人件費の減額	環境上下水道課

(2) 公共下水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
資本的収入 (企業債)	28,600	国庫補助金内示額の減額に伴う起債の増額	環境上下水道課
資本的収入 (他会計補助金)	△12,021	前年度分消費税還付金の収納に伴う減額	環境上下水道課
資本的収入 (国庫補助金)	△28,605	内示額の減額に伴う減額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
下水道事業費用 (処理場費)	1,573	浄化センター雑用水給水ユニット修繕工事の実施に伴う増額	環境上下水道課

議会全員協議会資料

NHK放送受信契約の変更及び
受信料の追加支払いについて

令和7年8月18日（月）

総務課

NHK放送受信契約の変更及び受信料の追加支払いについて

1 経緯

庁用車に搭載していますカーナビゲーションシステムに内蔵されていますテレビの受信機能について、「放送法第64条によって規定されている「協会の放送を受信することのできる受信設備」であり、受信契約の対象となる」ことが判明し、NHKと協議した結果、次のとおりNHK受信契約を変更し、受信料を追加して支払うものです。

2 契約変更の内容

	変更前	変更後	差引き
地上放送	26	32	6
衛星放送	3	3	0
計	29	35	6

3 追加支払いの内容

(1) 庁用車6台分の2006年8月～2025年3月の追加支払額 1,239,910円

(2) 庁用車6台分の2025年4月～2026年3月の追加支払額 42,024円

議会全員協議会資料

過年度決算に基づく
健全化判断比率
の修正について

令和7年8月18日（月）

政策推進課

過年度決算に基づく健全化判断比率（実質公債費比率）の修正について

1 実質公債費比率

長期の借入金（地方債）やこれに準じた経費の額の大きさを指標化し、実質的な元利償還費の水準を示すもので、また、税等を公債費（元利償還金等）に充当している割合を表わすもので健全化判断比率の4つの指標のうちの1つです。

実質公債費比率の算出方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{元利償還金}}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

2 経緯

令和6年度決算における実質公債費比率の算出を進めるにあたり、昨年度と比較して大幅な数値の上昇が確認されたため、基礎数値の精査を行ったところ、厚木愛甲環境施設組合が起こした地方債に係る準元利償還金の計上方法の解釈に誤りがあることが発覚したものです。

3 修正内容

「厚木愛甲環境施設組合が起こした地方債に係る準元利償還金」の計上数値の修正に伴い、次のとおり令和2年度から令和5年度までの実質公債費比率を修正させていただきます。

実質公債費比率修正内容			
決算年度	修正前(%)	修正後(%)	増減(ポイント)
令和2年度	-2.3	→ -2.5	-0.2
令和3年度	-1.9	→ -2.3	-0.4
令和4年度	-1.0	→ -1.9	-0.9
令和5年度	-0.1	→ -1.8	-1.7

4 今後の対応

総務省の指示に従い、監査委員による「財政健全化審査」において、令和6年度決算における健全化判断比率と併せて本修正内容についても審査を受け、9月定例会において報告させていただきます。